

令和7年3月19日

うるま市きむたかホール清掃業務委託契約について  
(契約前公表)

うるま市教育委員会  
教育長 嘉手苅 弘美



地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及びうるま市契約規則第44条第2項第1号の規定に基づき、令和7年度契約予定の「うるま市きむたかホール清掃業務委託契約」について、下記のとおり公表する。

記

1. 契約内容

業務名：うるま市きむたかホール清掃業務委託

業務場所：うるま市きむたかホール（うるま市勝連平安名3071番地）

業務内容：施設内の清掃業務

契約期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 契約の相手方の決定方法

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体
- (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
- (3) 最も安価な見積を提示したものと随意契約を締結する。

3. 選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体等であること、及び外構管理業務を履行可能であること。

4. 申請方法

令和7年3月27日（木）17:00までに、見積書を提出すること。

5. この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

6. 見積書提出先・問い合わせ先

うるま市教育委員会 生涯学習文化振興センター 文化振興係 古謝

住所 うるま市字仲嶺187番地

TEL 098-923-1571

FAX 098-923-1572

以上

## うるま市契約規則第 44 条

**2 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。**

**(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法を公表すること。**

**(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約状況を公表すること。**

**地方自治法施行令第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。**

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」）

という。) が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。) が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。